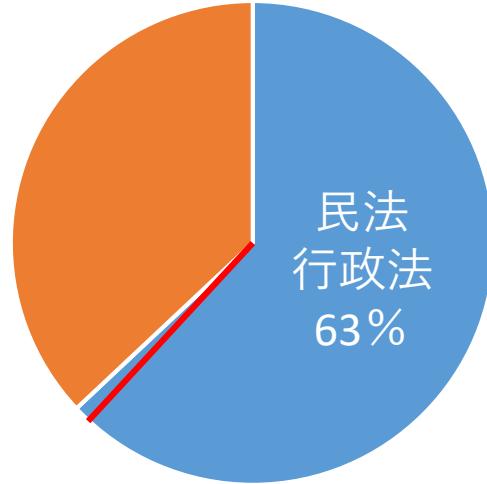


行政書士試験

重要論点短時間リピートマスター講座
ガイダンス
～「繰り返す」ための総まとめ講座～



- 攻める科目と守る科目
- 枝葉だけでなく、常に全体を俯瞰する
- 暗記しなければならないものが一定数ある



- 攻める科目と守る科目→民法・行政法は広く。その他は頻出に絞る
- 枝葉だけでなく、常に全体を俯瞰する→短時間で全体を総復習
- 暗記しなければならないものが一定数ある→とにかく繰り返して反復学習

- 攻める科目と守る科目→民法・行政法は広く。その他は頻出に絞る
- 枝葉だけでなく、常に全体を俯瞰する→短時間で全体を総復習
- 暗記しなければならないものが一定数ある→とにかく繰り返して反復学習



これを実現するのが、「リピートマスター」

合格に必須な**重要事項**を総まとめ

- 法令・一般知識の重要事項を1ページで！
- 対応する過去問を次ページに掲載
- 重要論点は本試験の分析から得られた**繰り返し行政書士試験に出題されている重要事項**に絞っているため、効率的に知識を吸收・整理できる

行政事件訴訟の種類

抗告訴訟	取消訴訟（処分の取消しの訴え、裁決の取消しの訴え）
	無効等確認訴訟
	不作為の違法確認訴訟
	義務付け訴訟
	差止訴訟
主觀訴訟 当事者訴訟	無名抗告訴訟
	形式的当事者訴訟
	処分または裁決に関する訴訟のうち、法令が処分等によって確認または形成された法律関係の一方当事者を被告とすると定めている訴訟 例：土地所有者が起業者に対して提起する土地収用の補償金額増額請求訴訟
	実質的当事者訴訟
	公法上の法律関係について、国民と国・公共団体が対等な立場で争う訴訟 例：日本国籍を有することの確認の訴え
客觀訴訟	民衆訴訟
	専ら法規に適合しない国または公共団体の機関の行為の是正を求める訴訟 例：公職選挙法に基づく選挙の効力に関する訴訟
	機関訴訟
	国または公共団体の機関相互間における権限の存否またはその行使に関する紛争についての訴訟 例：都道府県の関与に関する訴え

- 再調査の請求に対する決定の取消しを求める訴えは、裁決の取消しの訴えである。
- 処分の審査請求に対して棄却裁決がなされた場合に、原処分の違法性を主張するには、処分の取消しの訴えを提起しなければならないのが原則である（原処分主義）。
- 特別法で裁決の取消しの訴えだけを認めている場合（裁決主義）、原処分を行う際に、その旨を教示しなければならない。

【問題】行政事件訴訟の種類

- 1. 民衆訴訟とは、国または公共団体の機関相互間における権限の存否またはその行使に関する訴訟であり、原告は、自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起することができる。 ●H28-77-オ
- 2. 「裁決の取消しの訴え」については、審査請求に対する裁決のみが対象とされており、再調査の請求に対する決定は、「処分の取消しの訴え」の対象とされている。 ●H29-18-4
- 3. 原処分ではなく裁決に対してのみ取消訴訟を認める旨の定めがある場合に、当該原処分を行う際には、その定めがある旨を教示しなければならない。 ●H18-19-3
- 4. 国に対して日本国籍を有することの確認を求める訴えを提起する場合、この確認の訴えは実質的当事者訴訟に該当する。 ●H23-18-3
- 5. 当事者間の法律関係を確認したまは形成する処分に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものは、当事者訴訟である。 ●H21-18-1
- 6. 土地収用法に基づく都道府県収用委員会による収用裁決において示された補償額の増額を求める土地所有者の訴えは、抗告訴訟に当たる。 ●H22-16-イ

〈正解〉 1× 2× 3○ 4○ 5○ 6×

憲法	20
基礎法学	3
民法	34
行政法	31
商法・会社法	10
政治経済社会	20
個人情報等	24

時間を効率的に使える

- ・隙間時間・移動時間で学習しやすい
- ・講義時間は16時間とコンパクト

PC学習イメージ



人権享有主体性（イメージ）

判例上問題となつた権利	結論	判旨
政治活動の自由（表現の自由）	○（限定付）	わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当ないと解されるものを除き、保障される
入国・在留の自由	×	①憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されていない ②憲法上、外国人は、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されていない
		権利の性質上外国人に限つて保障

人権享有主体性

1 外国人の人権

- 外国人にも権利の性質上可能な限り人権が保障される。

判例上問題となつた権利	結論	判旨
政治活動の自由（表現の自由）	○（限定付）	わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当ないと解されるものを除き、保障される
入国・在留の自由	×	①憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されていない ②憲法上、外国人は、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されていない

2 法人の人権

- 法人にも権利の性質上外国人に限つて保障される。
- 会社は、自然人同様、政治的行為をなす自由を有し、政治献金もできる。しかし、税理士法でない。

回次一覧

テスト行政書士

チャプター一覧

test_ 行政書士 総まとめ

ダウンロード可能ファイル

添付資料

test_スマート画面イメージ.pdf

人権享有主体性（イメージ）

人権享有主体性

1 外国人の人権

- 外国人にも権利の性質上可能な限り人権が保障される。

判例上問題となつた権利	結論	判旨
政治活動の自由（表現の自由）	○（限定付）	わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当ないと解されるものを除き、保障される
入国・在留の自由	×	①憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されていない ②憲法上、外国人は、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されていない

2 法人の人権

- 法人にも権利の性質上可能な限り人権規定が適用される。
- 会社は、自然人同様、政治的行為をなす自由を有し、政治献金もできる。しかし、税理士法でない。

スマートフォン 学習イメージ



人権享有主体性（イメージ）

判例上問題となつた権利	結論	判旨
政治活動の自由 (表現の自由)	○ (限定付)	わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、保障される
入国・在留の自由	×	①憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されていない ②憲法上、外国人は、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されていない
出国の自由	○	権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はない
再入国の自由	×	外国人の再入国は、憲法 22 条により保障されない
参政権	×	①国政参政権は國民主権の見地から保障されない ②地方参政権も憲法上は保障されない

|| A-B 0:55 ▼ 1x ▲ ⏪ ⏫ ⏮ ⏭ ⏮

人権享有主体性

1 外国人の人権

- 外国人にも権利の性質上可能な限り人権が保障される。

判例上問題となつた権利	結論	判旨
政治活動の自由 (表現の自由)	○ (限定付)	わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、保障される
入国・在留の自由	×	①憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されていない ②憲法上、外国人は、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されていない
出国の自由	○	権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はない
再入国の自由	×	外国人の再入国は、憲法 22 条により保障されない
参政権	×	①国政参政権は國民主権の見地から保障されない ②地方参政権も憲法上は保障されない

繰り返しを自然に実践できる

- 正確な知識を確実に身に着けることが重要
- 「繰り返しみること」を前提とした講座・教材
- 重要事項を、全体俯瞰で、繰り返し学習するこの効果